



- 議第15号 宇佐市私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱の廃止について (学校教育課)
- 議第16号 指定校変更について (学校教育課)

◎追加議案

- 議第17号 第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の策定について (社会教育課)
- 議第18号 特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」保存管理計画書(案)の策定について (社会教育課)

◎報告事項

- (1) 平成27年度宇佐学校給食センター運営委員会第2回総会について (学校給食課)
- (2) 3月の行事等の予定について (各 課)
- (3) 宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会について (管 理 課)

(開始 午後2時00分)

委員 長 平成28年第1回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後2時05分)

委員 長 議第8号平成28年度教育委員会の基本方針等(案)について各課に説明を求める。

教育次長 議第8号平成28年度教育委員会の基本方針等(案)についてご説明いたします。3Pのはじめにをご覧ください。

宇佐市教育委員会では、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる教育環境の整備に努めております。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成27年度からすべての地方公共団体に設置されることとなった市長と教育委員で組織する「総合教育会議」において、平成27年度からの10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」が「宇佐市教育行政の大綱」に承認されました。本計画の特色としては、「宇佐市が

目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次代を担う子どもたちが心豊かに、社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示しています。この「宇佐市教育振興基本計画」に基づき、平成28年度の基本方針等では、教育分野の方向性を示し、教育の一層の充実を図ってまいります。

(各課長が担当課の基本方針・重点目標・事業計画について説明する)

委員長 質問はないか。異議がないので議第8号平成28年度教育委員会の基本方針等(案)については、承認し、次に議第9号平成27年度教育費一般会計補正予算(第5号)(案)について各課に説明を求める。

教育次長 議第9号平成27年度教育費一般会計補正予算(第5号)(案)及び議第10号平成28年度教育費一般会計当初予算(案)については私の方から一括して説明いたします。

(平成27年度教育費一般会計補正予算(第5号)(案)について説明する)

委員長 質問はないか。異議がないので議第9号平成27年度教育費一般会計補正予算(第5号)(案)については、承認し、次に議第10号平成28年度教育費一般会計当初予算(案)について教育次長に説明を求める。

教育次長 (平成28年度教育費一般会計当初予算(案)について説明する)

委員長 質問はないか。異議がないので議第10号平成28年度教育費一般会計当初予算(案)については、承認し、次に議第11号宇佐市立幼稚園条例の一部を改正する条例について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第11号宇佐市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。107Pをご覧ください。提案理由ですが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されていますが、保育料については、平成27年度は移行措置として据え置いています。平成28年度から保育料を「宇佐市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」で定める額とするため改正するものです。

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第11号宇佐市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、承認し、次に議第12号宇佐市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 1 2 号宇佐市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。108Pをご覧ください。提案理由ですが、外国青年の勤務条件については、各法令に定められた範囲で任用団体において定めることとなっておりますが、本事業は一括してJETが参加者を募集・選定することから、基本的な勤務条件について、モデルとなる任用規則を「任用規則(案)」として示しております。この度、その案の改正があったため、宇佐市招致外国青年就業規則の一部を改正するものです。

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第 1 2 号宇佐市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則については、承認し、次に議第 1 3 号宇佐市立幼稚園規則の一部を改正する規則について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 1 3 号宇佐市立幼稚園規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。109Pをご覧ください。提案理由ですが、議第 1 1 号幼稚園条例の一部改正に伴い、幼稚園規則の所要の見直しを行いました。そのことにより必要な改正を行うものです。

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第 1 3 号宇佐市立幼稚園規則の一部を改正する規則については、承認し、次に議第 1 4 号宇佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 1 4 号宇佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止についてご説明いたします。116Pをご覧ください。提案理由ですが、この私立幼稚園就園奨励費補助金要綱は、私立幼稚園に在園する保護者に対して保育料を補助するきまりを定めています。平成 2 7 年度から子ども・子育て支援新制度が始まりました。この制度で経営する私立幼稚園は、私立幼稚園就園奨励費補助金の対象ではなくなります。今年度は、私立幼稚園の動向をみるために据え置きしていましたが、変動が見受けられないため平成 2 8 年度から廃止します。つまり新制度によりこの対象から私立幼稚園が外れますので、この制度を廃止するというものであります。以上です。

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第 1 4 号宇佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止については、承認し、次に議第 1 5 号宇佐市私立幼稚園職員研修費補助金交付要綱の廃止について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 1 5 号宇佐市私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱の廃止についてご説明いたします。117Pをご覧ください。これ

も来年度からの子ども・子育て支援新制度が始まり、宇佐市内の私立幼稚園も新制度の導入を行いました。今年度まで宇佐市私立幼稚園連合会の動向をみるため移行措置として据え置いていた研修費に対する補助金を来年度から廃止するものであります。以上です。

委員長 何か質問はないか。では、議第15号宇佐市私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱の廃止については異議なしとし、次に議第16号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第16号指定校変更についてご説明いたします。新小学校1年生6人、新小学校2年生10人、新小学校3年生7人、小学校3年生1人、新小学校4年生2人、小学校4年生1人、新小学校5年生2人、小学校5年生1人、新小学校6年生1人、小学校6年生1人、新中学校1年生1人、新中学校2年生2人、中学校2年生1人、新中学校3年生5人の計41人です。なお、登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

(変更理由などは議案に記載)

委員長 質問はないか。異議がないので議第16号指定校変更については、承認し、次に追加議案の議第17号第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の策定について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第17号第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の策定についてご説明いたします。この計画は、市内に多数残っている戦争遺跡を、歴史を語る実物資料として保存整備して、野外博物館として次の世代に伝えていこうというものであり、たくさんある中で29の遺構をピックアップして、これを短期あるいは中・長期と分けて段階的に整備していこうとする計画であります。第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書(案)をご覧ください。構成としまして、航空隊の歴史・航空隊の特徴を述べております。次に第1章は計画の背景と目的ということで、いろいろな関連計画との関係、そしてこの整備計画の目的を書いております。第2章はそれぞれの遺構の現況ということで29の遺構の詳細について、第3章はどのような方針で整備をしていくのかという保存整備の方針、そして保存整備計画ということで、スケジュールや整備内容について掲載しております。残りの分につきましては簡単な資料を掲載しております。43P以降は短期で整備していこうとしている中の、来年度まず着手する9番までの遺構を整備イメージの図面も含めて掲載しております。55Pにつきましては、短期とした13の遺構の整備のスケジュールと概算の費用を掲載しております。以上です。ご

審議よろしくお願い致します。

委員長

質問はないか。異議がないので議第17号第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の策定については、承認し、次に議第18号特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」保存管理計画書（案）の策定について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第18号特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」保存管理計画書（案）の策定についてご説明いたします。まず、この特別天然記念物「オオサンショウウオ」というのは、昭和27年に国の特別天然記念物に、世界最大級の両生類ということで指定されました。天然記念物「オオサンショウウオ生息地」というのは、国の天然記念物として別に指定されていますが、これについては昭和2年に旧南院内村、現在の院内町の南院内地区全域がオオサンショウウオ生息地として国の天然記念物に指定されております。このような特別天然記念物・天然記念物というのは、文化財保護法の125条に規定されているのですが、指定地内において現状を変更し、または保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁の許可を受けなければならないとなっております。現状はどうなっているかといいますと、旧南院内村全体が指定地になっていますので、この中で土木工事等現状を変えようとする行為があった場合、法律上は全て文化庁に許可を得なければなりません。しかしながら実際にはそういったことはなされておられませんし、現実的でもないわけです。これを現状に合ったような保存管理計画の基準を設けましょうということが発端となり、この保存管理計画書を策定するものです。この内容についてですが、保存管理計画書の経緯を第1章で述べております。第2章で、オオサンショウウオあるいはオオサンショウウオ生息地の位置や環境について触れております。第3章からは本題になるのですが、この保存管理の基本的な考え方ということで保存管理の理念と方針もこの中で述べられています。第4章で具体的に保存管理の方法や方針、現状変更等の取扱について、保存管理という項の中で触れております。そして第5章についてはその後の整備、活用という内容となっております。第6章については、来年度以降の話になるのですが、実際この管理計画書が出来上がってから具体的にどのように運用していくかという運用基準をまず定めなければなりません。実際の保存管理のためには、今後更に詳細な内容の計画にする

必要があるということで、「管理のための計画」をまた作るわけです。そしてその計画の中で、例えば家の建築については市の方で判断するとか、現状変更の申請は不要だといったような細かなことを「管理のための計画」の中で取り決めをしていくこととなります。非常に分かりにくいかもしれませんが、現状が法律違反状態になっているということと、昭和2年に文化財指定された天然記念物のオオサンショウウオ指定地が広域にまたがっているということで、スムーズにやっていくためにはこの保存管理計画書がやはり必要だということでの提案であります。以上です。

委員 長 質問はないか。異議がないので議第18号特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」保存管理計画書（案）の策定については、承認し、次に報告第1項の平成27年度宇佐学校給食センター運営委員会第2回総会について学校給食課に説明を求める。

学校給食課長 平成28年2月16日に開催しました平成27年度宇佐学校給食センター運営委員会第2回総会について報告します。

（平成27年度宇佐学校給食センター運営委員会第2回総会の報告をする。詳細は報告書及び議事録に記載。）

委員 長 質問はないか。ないようなので次に報告第2項の3月の行事等の予定について各課に説明を求める。

教育次長 3月1日、15日に教育委員会定例課長会議がございます。1日から3日まで議会一般質問、7日は一般質問と議案質疑、8日は文教福祉常任委員会がございます。11日は健康なまちづくり推進庁内会議、15日に議会が閉会となります。16日は家族旅行村「安心院」B&G体育館「キッズルーム」お披露目式、宇佐市奨学生選考委員会がございます。18日は第2回食育推進本部会議、臨時職員採用説明会、22日は健康なまちづくり推進協議会、25日は定例記者会見、29日は定例教育委員会を開催する予定でございます。以上です。

学校教育課長 3月4日、各中学校において卒業式が行われます。12日はさんさん館で「ともに生きる」地域共生社会をめざす宇佐市民集会有り。23日は小学校24校の卒業式、24日は公立幼稚園2園の卒園式です。27日は28年度の校長・教頭の内定者の会を行います。4月の予定になりますが中学校入学式が12日、小学校入学式が13日となっております。なお、臨時校長会・所長会は3月中旬及び下旬に行う予定です。以上です。

社会教育課長 3月4日に第4回長洲公民館建設懇話会を行います。10日に

長洲地区青少年健全育成協議会、15日に北部中校区青少年健全育成協議会を行います。22日に社会教育委員会を開催する予定です。以上です。

図書館長

3月12日から5月15日にマンガ本出版記念「南一郎平関係資料展」を渡網記念ギャラリーで開催します。2月27日から3月30日に「宇佐の生物多様性写真展」、2月27日から3月6日にブックリサイクルをエントランスで行います。3月3日の八幡小学校でのブックトークでは、図書館司書が落語を実演し、落語の本の紹介をする催しを予定しております。5日、6日は、文庫本の製本・糸とじ修理講習会を実施いたします。8日は和間小学校で麦の学校が行われ、図書館司書がブックトークをする予定です。19日にマンガ本出版記念講演会「日本三大疎水と南一郎平」を開催します。第1部は那須野が原博物館館長の金井忠夫さんに講演をしていただきます。第2部は広瀬水路の今という報告を土地改良区が行った後に、パネルディスカッションを行います。22日、23日は振替休館日、31日は月末図書整理日で休館日となっております。以上です。

学校給食課長

3月1日、2日は「ひなまつり」にちなんだ献立を考えております。11日は安心院・院内地域、17日、18日は宇佐地域でふるさと給食の日を行います。23日で3学期の学校給食が終了いたします。25日にセンター内の消毒作業を行う予定にしております。以上です。

委員長

何か質問はないか。ないようなので次に報告第3項の宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会について管理課に説明を求める。

教育次長

宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会についてご説明いたします。平成27年度宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を2月17日に開催いたしました。次第の経過報告と議事の中で、平成27年1月に文科省が出した手引について説明をするとともに、小中学校の経過と現状、今後の学校規模のあり方について説明をしております。今回、何故この委員会を開催したのかといいますと、文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を約60年ぶりに見直しを行いました。手引きでは、「統廃合ありきではなく、当該自治体がそれぞれの学校のあり方について総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討する」こととなっております。以上の

ような経過があり、宇佐市教育委員会では、今回第1回目となる検討委員会を開催する運びとなりました。

資料の宇佐市立小・中学校の経過と現状については、小・中学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核として性格を有し、防災・保育・地域の交流の場などの複合的な機能を持ち合わせていることから、宇佐市教育委員会では、現状の学校規模を維持することを基本として通学区域の指定、小中高一貫教育の推進、複式学級改善臨時講師配置、高校とのジョイント授業等、様々な施策を展開しております。小規模校として特認校を認定し、自然環境の素晴らしい学校で教育を行っております。また学校までの通学距離・通学時間の解消のための遠距離通学補助やスクールバスの利用、地域、まちづくり協議会等の連携等を図り、特徴ある学校教育を行いながら小規模校の維持に努めている現状を説明し、今後それぞれの地域の実情に応じた学校教育をしまいにりますということで、次に平成27年度の児童・生徒数及び今後の推計について説明いたしました。そして最後に、学校規模等のあり方について宇佐市教育委員会の今後の方針を提案し、了解を得ております。方針の内容といたしましては、「今後、児童数が徐々に減少傾向を迎える本市におきましては、当分の間は、現状の学校規模を維持しながら、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模と教育効果のあり方等について、本年度から新設されました市長と教育長及び教育委員との総合教育会議の中で十分に協議するとともにこの検討委員会の中で、保護者や地域住民と共通理解を図り、調査・研究してまいりたいと考えております」ということで、今後5年間をめどに現状維持しながら、特徴のある学校を作っていきたいということで、検討委員会の中で方針を決めたところであります。以上です。

- 委員長 何か質問はないか。ないようなので次に次回教育委員会の日程について。
- 事務局 次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、3月29日火曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが如何でしょうか。
- 委員長 3月29日火曜日の午後2時00分からでよろしいですか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 異議がないので、次回教育委員会は3月29日火曜日の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

委員 長 各委員に諮り確認のうえ、第2回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後5時40分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。